みんなにとって使いやすい！

スポーツ施設のユニバーサルデザイン化ガイドブック

概要版

2022年度

スポーツ庁

スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化等推進事業

スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化の推進に向けて

なぜ、スポーツ施設において、ユニバーサルデザインの考え方が必要なのか？

- ユニバーサルデザインとは、身体能力の違いや年齢、性別、国籍等に関わらず、すべての人が利用しやすいように作られたデザインの推進
- スポーツ基本法において、「国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにする」こと、「利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図る」ことが記載

性別、年齢、障害の有無等に関係なく、地域において誰もがスポーツ施設でスポーツを行いやすい環境を整備

地方自治体や地域の団体、住民等と十分に連携して、ハード面の整備に加え、ソフト面での知恵と工夫による積極的な対応も含めた施設のユニバーサルデザイン化を推進することが重要

誰もが気軽にスポーツに親しむことができる場づくりとは？

誰もが気軽にスポーツに親しむことができる「場」を構築していくために…

これまで

- 障害のある人とない人とを分け、障害者のスポーツ実施場所として障害者優先スポーツ施設が整備
- ノーマライゼーション、インクルージョン、生涯スポーツなどの福祉的、教育的理念の普及を背景に、スポーツ施設のあり方も、<u>障害者と介助者のみが利用できる障害者「専用型」から障害者、高齢者を優先としながらも健常者も利用できる「共用型」へと変化</u>

これから

- 「分離」から「インテグレーション（統合）」、さらに「インクルージョン（包摂）」の順に概念が導入され、具現化
- 公共施設においても、「バリアフリー」から「ユニバーサルデザイン」の考え方への転換

本ガイドブックについて

こんな人に活用してほしい！

以下に該当する地方自治体

- ■スポーツ施設を保有している
- ■スポーツ施設を新築・改築しようとしている

以下を行う、関係する民間事業者・団体等

- ■スポーツ施設の計画・構想の策定支援
- ■スポーツ施設の設計・建設
- ■スポーツ施設の管理・運営
- ■民間スポーツ施設を保有

スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化の目指す未来は？

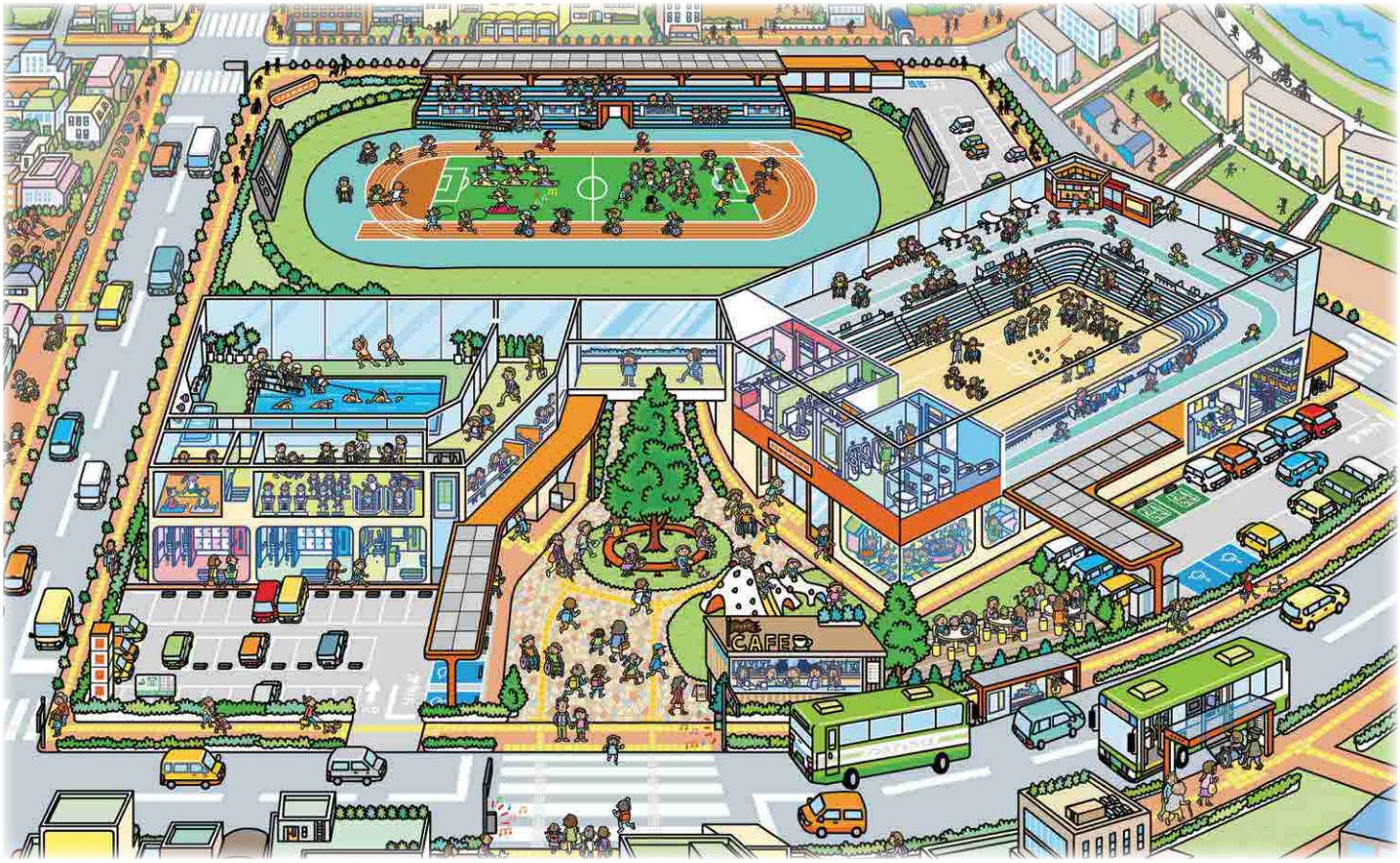

「スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化の目指す未来」実現のため留意すべきこととは？

Point 1

スポーツ施設におけるユニバーサルデザインは、**「すべての人」が対象**であること

スポーツ施設の利用のしやすさは、個人によって異なるため、多種多様な人の利用を想定することが必要

Point 2

はじめから、どのようにすればできるのかといった発想をもつこと

多様な人の利用のために、「できない」ではなく、どのようにすれば良いか、はじめからの検討が必要

Point 3

様々な利用者のニーズに応じたデザインは**多種多様**であること

スポーツ施設の整備や管理・運営にあたっては、これまでの既存の取組にとらわれず、多角的な検討が必要

Point 4

常に、様々な**利用者の声**を把握し、対応を検討すること

多様な利用者の声を聞いて、どのような対応を図ればよいかの検討に活かすことが重要

Point 5

絶えず見直し・改善を行い、スポーツ施設の魅力の向上

求められる施設のあり方に応じて、絶えず創意工夫による改善を図ることが必要

本ガイドブックの活用方法

スポーツ施設のユニバーサルデザイン化を推進していくためには、計画から改修までのフェーズに応じた取組が重要であると考えます。そのため、4つのフェーズを定めます。
本ガイドブックでは、各フェーズにおいて具体的に配慮すべき事項と対応方法についての事例を豊富に掲載しています。
スポーツ施設のユニバーサルデザイン化を推進するための参考書として、ぜひ本ガイドブックを活用して、貴施設での取組を検討していきましょう。

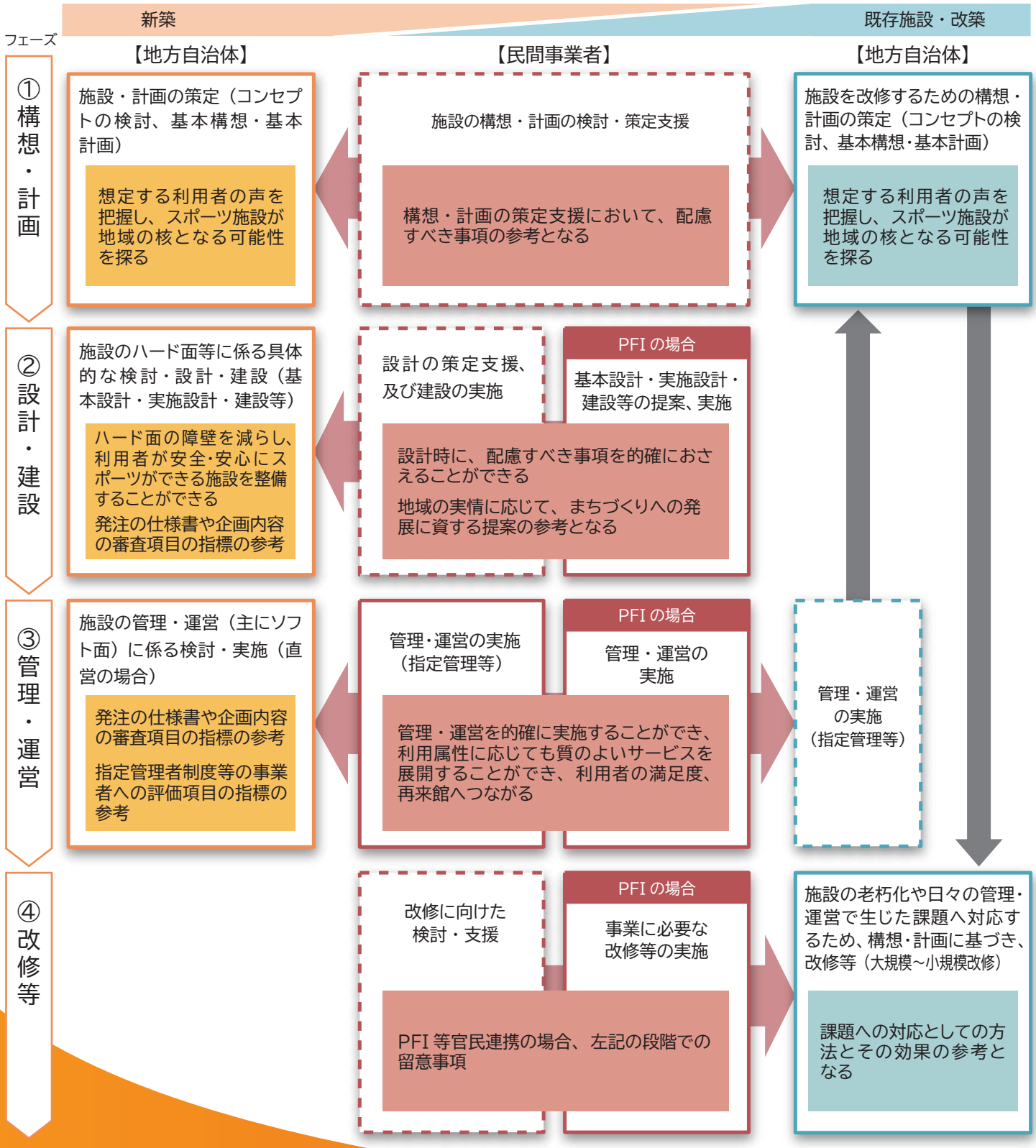

ユニバーサルデザイン化を推進するための配慮事項

スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の実現手法として、各フェーズにおいて、様々な事項に配慮していくことが重要です。また、これらのプロセスで最も重要なことは、**利用属性や当事者・団体の意見を聞き、各フェーズにその意見を活かす**ことです。

1　構想・計画　本編28ページ

- 1 構想・計画段階から、様々な利用属性や団体を巻き込み、意見のニーズの把握
- 2 地域の集いの場となるようなスポーツ施設のあり方の検討
- 3 まちづくりに寄与するような様々な主体との連携したスポーツ施設づくりの実施

2　設計・建設　本編35ページ

- 1 施設へのアクセス性の確保
- 2 施設内のアクセシスビリティの確保
- 3 利用属性に適した規格の工夫による利便性の確保
- 4 利用属性の特性に合わせた設計・設備上の工夫
- 5「する」ための設計上の工夫
- 6 わかりやすい表示のデザインの工夫
- 7 利用者の親しみを持たせる設計上の工夫
- 8「みる」ための設計上の工夫

3　管理・運営　本編58ページ

- 1 利用者が来館しやすくなるための工夫
- 2 施設内のアクセシビリティの向上
- 3 利用者が安心して気軽に利用できる環境づくりの工夫
- 4 利用者が安心・安全に身体を動かすための取組の工夫
  - ①意欲の向上
  - ②環境の充実
  - ③実施時の配慮
  - ④サポート体制の構築
- 5 利用者が気軽にスポーツをみることができる環境づくりの工夫

管理・運営面だけでは対応しきれず、設備面の改善が必要な場合、、、

4　改修等　本編90ページ

- 1 スポーツを「する」場における改修
- 2 つなぐ空間における改修
- 3 付帯施設における改修

意見収集の実施

- 様々な利用属性や当事者・団体との対話を通じ、互いの意見の調整を図る工夫を行うこと
- 利用者のニーズや不満など現場の実態を十分に踏まえて工夫できることを検討すること
- 利用属性や当事者団体の意見を把握し、正確な知識を身につけ、各フェーズの検討に活かすこと

「1.構想・計画」で配慮すべき事項

ポイント

- ✓ 多様な属性の利用者を想定し、当事者や当事者団体などを含めた意見収集と集約
- ✓ 地域の実情と利用者のニーズを踏まえたコンセプト決定
- ✓ スポーツをする場としてだけでなく「まちづくり」に寄与するようなあり方の検討

配慮事項と必要な対応

※詳しくは本編 28 ～ 34 頁をご覧ください

1-1 配慮事項

様々な利用属性や団体を巻き込み、意見やニーズの把握

必要な対応

- **利用属性や当事者団体等を含めて意見交換等を行うことによって、ニーズを把握し、構想・計画づくりの実施**

例えば・・・
- ・様々な利用属性や当事者団体へヒアリングしての意見収集
- ・様々な属性の利用者や当事者団体を巻き込んだ会議
- ・ワークショップ等の開催　　etc

1-2 配慮事項

地域の集いの場となるようなスポーツ施設のあり方の検討

必要な対応

- **スポーツを「する・みる」に加え、地域の核となるような施設のコンセプトの検討**

「する」「見る」のほかにも例えば・・・
- ・障害者スポーツ振興の拠点
- ・子どもたちの豊かな発育の場
- ・地域のコミュニティ形成の場
- ・防災拠点の場

などのコンセプトが考えられます

1-3 配慮事項

まちづくりに寄与するよう様々な主体との連携したスポーツ施設づくりの実施

必要な対応

- **行政機関内における連携の強化**

例えば・・・
- ・福祉・医療健康・教育、企画・まちづくり、観光などの各部局との連携が考えられます。

- **官民連携の取組の強化**

例えば・・・
- ・地域スポーツ団体や福祉団体との連携が考えられます。

- **ユニバーサルデザイン化の拠点としての位置づけの検討**

例えば・・・
- ・多世代の交流を促進する場
- ・スポーツを支える人材育成の場
- ・まちのユニバーサルデザインにつながる場としての位置づけが考えられます。

参考事例

※このほかにも本編には多くの事例を掲載しています。是非ご覧ください。

1-1 意見収集

・利用属性や当事者団体等の意見を把握するために、検討委員会のほか、部会・ワークショップの設置やヒアリング・アンケート調査等を実施しましょう。

検討にあたっての体制例

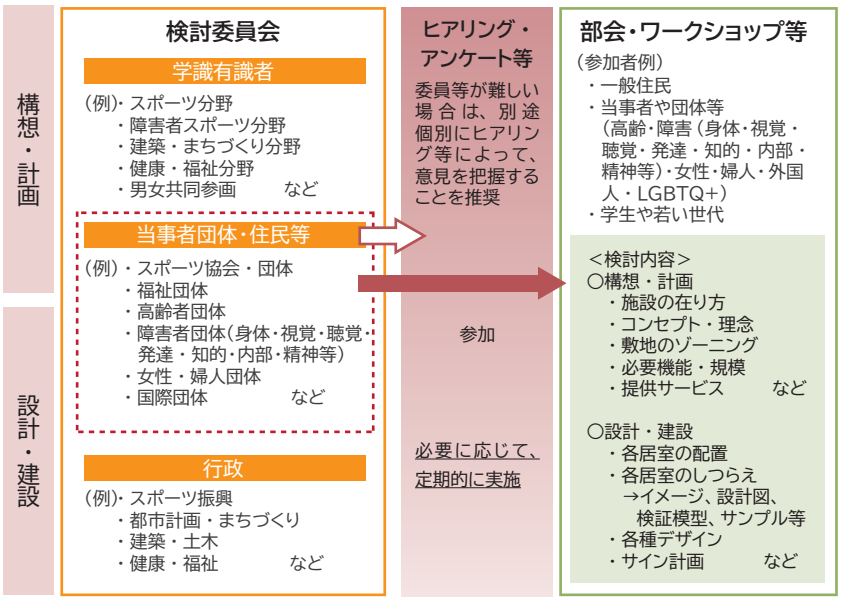

＜会議やワークショップの開催＞

1-2 地域の核となるコンセプト

○「もしも」のときも、「いつも」のところへ
（かみす防災アリーナ）

・東日本大震災を受けた避難場所の整備の必要性とスポーツ・文化施設の不足を背景として、一体的な整備を検討
・スポーツ・文化・防災をキーワードとした構想推進
・コンセプトは「スポーツ・文化の活動で賑わい 市民が憩う 地域防災拠点」

スポーツ・文化の活動で賑わい 市民が憩う 地域防災拠点

平常時	「いつも」	災害時	「もしも」

・スポーツと文化をつなぎ新たな交流を生み出す
・様々な人の居場所となる
・にぎわいの表出により、公園でのアクティビティを補完し相乗効果を生み出す

・一時避難 10,000 人
・中長期避難 2,000 人想定となる市民の大規模避難施設となる

1-3 ユニバーサルデザイン化の拠点として位置づけ

○障害者が新たにスポーツを始めることのできる場、障がいの有無にかかわらず交流ができる場
（鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア）

・鳥取県、障がい者スポーツ協会、障害者団体が入る検討委員会を開催
・検討委員会で当事者側の意見を集約の上、方向性を「障がい者スポーツの拠点」となる施設と決定
・ノバリアで育成した人材が県内各地のスポーツ施設を支援するなど、取組が県内広域に波及

「2.設計・建設」で 配慮すべき事項

ポイント

- 関係する法令や基準等を遵守することが大前提
- 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」や「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」等を参考に、地域の実情も踏まえて設計
- 自治体独自のユニバーサルデザインの考え方や条例など、様々な前提条件にも留意が必要
- 専門家や地域の関係者、想定される利用当事者等と協議の上、その地域にあった形で推進

配慮事項と必要な対応

※詳しくは本編 35 ～ 57 頁をご覧ください

2-1 配慮事項 施設へのアクセス性の確保

必要な対応
- 誰にでも使いやすい駐車場　etc

2-2 配慮事項 施設内のアクセシビリティの確保

必要な対応
- 段差のない施設づくり、段差がある場合にはそれが障壁になりづらくすること
- 入りやすい居室入口
- 転倒、ケガのリスク低減　etc

2-3 配慮事項 利用属性に適した規格の工夫による利便性の確保

必要な対応
- 誰もが使いやすい規格の設備
- 居室情報の見やすさ　etc

2-4 配慮事項 利用属性の特性に合わせた設計・設備上の工夫

必要な対応
- 誰でも利用できるトイレや更衣室
- 誰にでも情報を伝えることができる設備
- 多目的トイレを利用する利用者への配慮
- 聴覚障害者への情報伝達
- 安心して子どもも運動できる環境整備

etc

2-5 配慮事項 「する」ための設計上の工夫

必要な対応
- 備品を格納するスペースの確保と備品の用意
- スポーツをする場所でのアクセス性の確保
- スポーツをする場所での安全性の確保
- 設備や備品の用意による運動のしやすさ
- スポーツをする場所でのアクセス性の確保

etc

2-6 配慮事項 わかりやすい表示のデザイン

必要な対応
- 誰にとっても分かりやすいサインの設置

2-7 配慮事項 利用者に親しみを持たせる設計上の工夫

必要な対応
- 利用者が集い、運動したくなる空間の整備
- スポーツ以外での楽しみ創出

2-8 配慮事項 「みる」ための設計上の工夫

必要な対応
- 誰もが平等に観戦できる環境の整備

参考事例

※このほかにも本編には多くの事例を掲載しています。是非ご覧ください。

2-1 施設へのアクセス性確保

✓ 障害者等が乗降しやすいスペースを確保した駐車場

・車いす利用者用駐車場

・障害者等用駐車区画
（おもいやり駐車場）

✓ 雨に濡れないような動線の確保

・車いす利用者用駐車場および入口までの動線に屋根を設置

・後方から乗降する福祉車両でも濡れないよう屋根を設置

2-2 施設内のアクセシビリティ確保

✓ 床面のフルフラット化

・入口から施設内部までをフルフラット化の設計

・誰もが気軽に出入りすることが可能

✓ 細部の設計の工夫

・段差をなくして車いす利用者が通りやすくするため、引き戸のレールを下ではなく上に設置

2-3 利用属性に適した規格の工夫による利便性の確保

✓ 車いすに配慮した洗面

・車いす利用者が洗面台に近づけるよう、足元を開ける他、洗面台の手前部分の縁を凹ますことで、更に利用しやすさを実現

✓ 身体状況に応じて選択

・自身の身体の状況に応じて選択できるよう、ペーパーホルダーが左右にある部屋を1か所ずつ設置

2-4 利用属性の特性に合わせた設計・設備上の工夫

✓ 性別を問わない居室

・性別を問わず、誰もが利用できるトイレやシャワー室、更衣室の設置

✓ 親子で安心できる空間

・乳幼児を休ませながら、親同士交流することが可能

・一方、授乳室は、施錠できるスペースを設け、女性は安心して授乳することが可能

2-5 「する」ための設計上の工夫

✓ 安全に入水する工夫

・プール脇にスロープを設置することによって、誰もが入水しやすい環境を整備

2-6 わかりやすい表示のデザイン

✓ アイコン等の活用

・アイコンやイラスト等を用いて、ビジュアル的に、かつ直感的に理解できる表記の工夫

2-7 親しみを持たせる設計上の工夫

✓ 開放感のある空間

・極力壁をなくし、開放感のある空間を実現

・広い窓等を採用し、自然光が多く入る工夫

2-8 「みる」ための設計上の工夫

✓ 平等に観戦できる環境

・車いす利用者や補助犬同伴者など、希望の場所を選択して観戦できる席を分散設置

「3. 管理・運営」で配慮すべき事項

ポイント

- 設備面で対応できないことでも、スタッフの取組で解消可能なことは多い
- 地域の実情や施設の利用状況を踏まえて優先順位をつけて必要な事項を優先的に
- スタッフの負担が増えすぎないよう配慮も必要
- 対応が難しい事象が発生した場合は、利用者や介助者、家族などと相談の上で対応検討
- 対応が困難な場合について相談先をあらかじめ設置者と共有しておくことも重要

配慮事項と必要な対応

※詳しくは本編58～89頁をご覧ください

3-1 配慮事項 利用者が来館しやすくするための工夫

必要な対応

- ホームページでの情報発信
- 申し込みのしやすさ

3-2 配慮事項 施設内のアクセシビリティの向上

必要な対応

- 駐車スペースの確保に関する工夫
- 段差への対応
- 誰にでも分かりやすい案内表示

3-3 配慮事項 利用者が安心して気軽に利用できる環境づくりの工夫

必要な対応

- 廊下など移動空間の安全性確保
- 施設内の移動における障壁排除
- 視覚障害者の壁やガラスへの衝突防止
- 発達・精神・知的障害者のパニック対応
- 肢体不自由者にとっての使いやすさ
- 子育て世代にとっての使いやすさ
- 利用者が周りを意識せずに利用できる環境づくり
- 聴覚障害者とのコミュニケーションに関する工夫
- 宗教配慮（主に外国人）
- 補助犬の受入体制整備　etc

3-4 配慮事項 利用者が安心・安全に身体を動かすための取組の工夫

必要な対応

- 施設利用の手続き面の工夫
- 介助者の減免対象化
- ニーズに応じたコンテンツやプログラムの提供
- いつでも休むことができる環境整備
- 利用者が自力で運動できるようにするためのサポート体制
- 聴覚障害者が運動するための環境づくり
- 車いす利用者が運動しやすい環境づくり
- 始めて来館した利用者への対応
- 利用時の安全確保
- 専門知識を有するスタッフの配置
- 障害者がスポーツを始めやすくするための工夫
- 変化への対応が難しい利用者への配慮
- 緊急時の備え　etc

3-5 配慮事項 利用者が気軽にスポーツをみることができる環境づくりの工夫

必要な対応

- 車いす利用者がスポーツをみるための工夫

参考事例

※このほかにも本編には多くの事例を掲載しています。是非ご覧ください。

3-1 利用者が来館しやすくなるための工夫

✓ 貸出用品一覧の紹介

貸出スポーツ用品等一覧

種目	備品名		数量	単位
ボッチャ	ボッチャセット	【内訳】ジャックボール（白） 1 個 ボール 赤/青 各6 個 コンパス/バトル/スケール 各1 個	5	セット
	ランプス（プラスティックタイプ）		3	台
	ランプス（スタンダードタイプ）		1	台
フライングディスク	ディスクセット	【内訳】フライングディスク 20 枚	5	セット
	アキュラシーセット	【内訳】アキュラシーゴール 1 台 スローイングライン 2 本 旗 1 本	5	セット
	ディスゲッター（骨組み1枚、ボード5枚）		5	台
車いすバスケットボール	バスケ用車いす ジュニアサイズ（シルバー）		2	台
	バスケ用車いす スモールサイズ（グリーン）		2	台
	バスケ用車いす レギュラーサイズ（レッド）		3	台
	バスケ用車いす ラージサイズ（ブルー）		3	台
	バスケ用車いす OX（レッド）		1	台
	ツインバスケットボール用ゴール		1	対

・施設で用意している備品をホームページで紹介し、どのようなスポーツを実施することができるか把握

✓ 申し込み受付

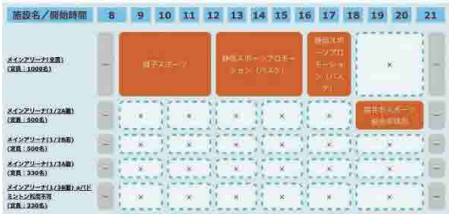

・聴覚障害者は電話での申込が難しいため、FAX やインターネットでの申込受付を可能とする環境整備

✓ 施設案内

・初めて来館する施設は、不安となるため、障害者目線で施設を紹介する動画を発信

3-2 施設内のアクセシビリティの向上

✓ 段差の解消の工夫

・段差を解消するため、簡易スロープを設置

・車いす利用者が来館された際に、出し入れすることが可能

✓ 案内表示の充実

・利用実態に応じて、壁に表示を貼ったり、立て看板等を配置するなど、誰にでもわかりやすい案内表示の充実

3-3 利用者が安心して気軽に利用できる環境づくりの工夫

✓ 館内の整理整頓

・通路に物を置かないことで、利用者は安心して利用可能

✓ ガラス窓の衝突防止

・視覚障害者の衝突防止のため、透明な窓に黒いテープを貼付

✓ 椅子やマット等設置

・座ってシャワーを浴びることができるよう椅子を設置

✓ 聴覚障害者への対応

・筆談ボードを受付に設置

3-4 利用者が安心・安全に身体を動かすための工夫

✓ 多様な教室・プログラム

・多様な利用属性が参加可能な教室・プログラムの開催（親子、妊婦、障害者、子ども等）

✓ ロッカーの工夫

・視覚障害者が利用しやすいよう、ロッカーの番号とキーホルダーに点字を設置

✓ 杖置きの設置

・移動中は杖を使用している利用者もいるため、運動する際、杖をおけるよう、杖置きを設置

✓ 床板のメンテナンス

・安全・安心にスポーツをする環境を整えるため、床板の適切なメンテナンスの実施

✓ 相談窓口の設置

・館内案内や健康状態等に関する相談を気軽に行うことができ、適切なサポートを得ることができる相談窓口の設置

✓ 指導員の配置

・パラスポーツ指導員や理学療法士・作業療法士等の配置・連携によって、専門的知見からスポーツ・運動相談の実施

「4.改修」で 配慮すべき事項

ポイント

- ✓ **設備面での不足を管理・運営で対応できない場合に改修が必要**
- ✓ **財源が限られる場合は、以下の要素を踏まえ優先度を決定することが必要**
  - ・誰もが利用する付帯施設の陳腐化（トイレ、シャワー、更衣室等の共用部）
  - ・利用者や社会的ニーズの変化への対応（競技へのニーズ、施設機能の複合化）
  - ・利用者数の状況（利用度の高い機能や居室、利用者数が多い動線）
  - ・財源の確保（地方自治体の財源と施設の収益性）
- ✓ **「構想・計画」「設計・建設」と同様、専門家や地域の関係者、想定される利用当事者等と協議の上、その施設にあった形とすることが必要**

配慮事項と必要な対応

※詳しくは本編 90 ～102 頁をご覧ください

4-1 配慮事項 スポーツを「する」場における改修

必要な対応

- ・体育館の床板
- ・観客席
- ・視覚的な情報発信

4-2 配慮事項 つなぐ空間における改修

必要な対応

- ・廊下
- ・入口・受付
- ・駐車場
- ・視覚的な情報発信

4-3 配慮事項 付帯施設における改修

必要な対応

- ・トイレ
- ・更衣室
- ・有効活用可能なスペース
- ・視覚的な情報発信

参考

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

・各単位空間の設計について、法令に基づく基準、設計の考え方（社会的ニーズを踏まえたバリアフリー設計の基本的な考え方）及び設計のポイント（設計を進める上での実務上の主要なポイント）を示した上で、設計標準（整備内容及びその標準的な実現方法）、改善・改修のポイント、モデル例、設計例及び事例写真等を示しています。

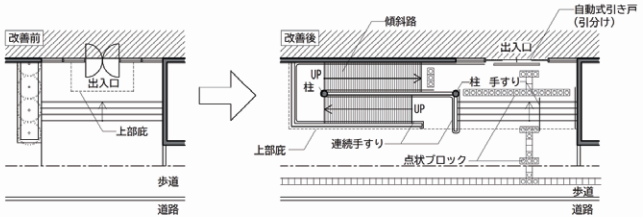

参考事例

※このほかにも本編には多くの事例を掲載しています。是非ご覧ください。

4-1 スポーツを「する」場における改修

✓ エアコンの設置

・エアコンを設置しアリーナにおける運動時の快適性向上

✓ 車いす利用者の観客スペースの増設

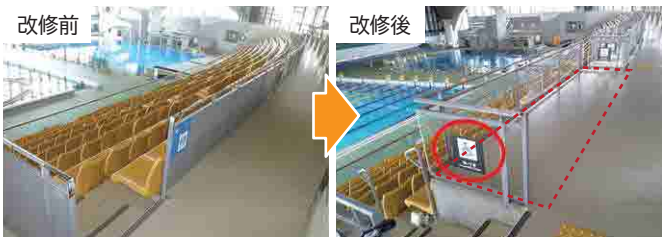

・車いす利用者用の観覧スペースを増設、車いす利用者にとって観戦のしやすさ向上（通路を車いす席の後とすることで、通行者が観戦の妨げにならない）

✓ サイトラインの確保

・前の座席との段差を高くし、前の座席の人が立ち上がっても後ろの車いす観覧席の利用者は、視線を遮られずに観戦可能

✓ 車いす観覧席の視認性の向上

・前の仕切りを透明ガラスに、上部の縁を細く、視線を遮る手すりをなくし、車いす観覧席の見やすさを確保

4-2 つなぐ空間における改修

✓ 手すりの設置

・廊下だけではなく、各トイレの中に続く場所の壁にも手すりを設置、歩行困難な利用者の負担を軽減

✓ 居室情報の付加

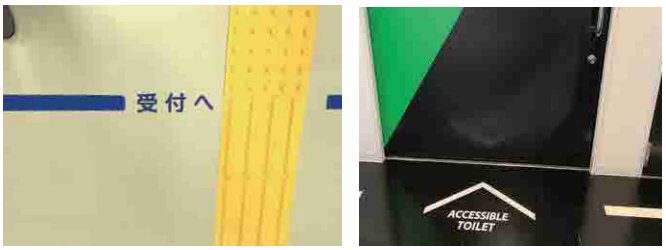

・利用者が移動しやすさいよう、居室へつながるラインを床に敷設（線を辿ると受付に到達）

4-3 付帯施設における改修

✓ 洋式トイレへ改修

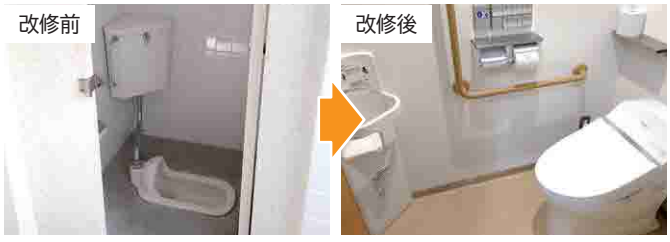

・和式トイレを洋式に改修、トイレの利用利便性向上

✓ 更衣室の改修

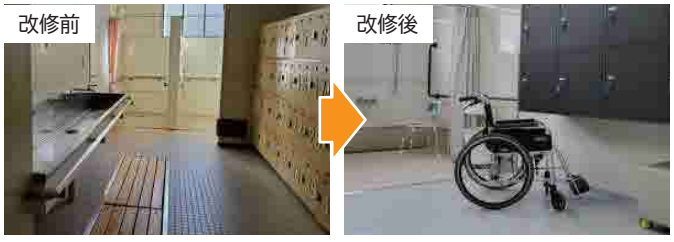

・更衣室の壁や床を乾式に改修し、居室自体も広くなり、車いす利用者も余裕を持って利用可能

―利用属性別・場所別における配慮事項の記載―

・「資料編」には、『利用属性ごとのリスクと望まれる配慮事項』や『スポーツ施設内の各場所に臨まれる配慮事項』を記載しており、それぞれ個別に課題や配慮事項を整理しています。

・本編の各フェーズで整理した配慮事項と合わせて、ご活用ください。

利用属性	肢体不自由（立位･車いす利用）、視覚障害、聴覚障害、内部障害、知的障害、精神障害、発達障害、高齢、子育て親世代、女性（妊婦・一般女性）、子ども、外国人、LGBTQ＋
場所	グラウンド、体育館、プール、トレーニングルーム、駐車場、歩道等、入口･受付、廊下、更衣室･シャワー室、トイレ、多目的室、倉庫、カフェ等、託児・保育室、相談室等

スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の推進に向けて

スポーツ施設のユニバーサル化の推進のためのサイクル

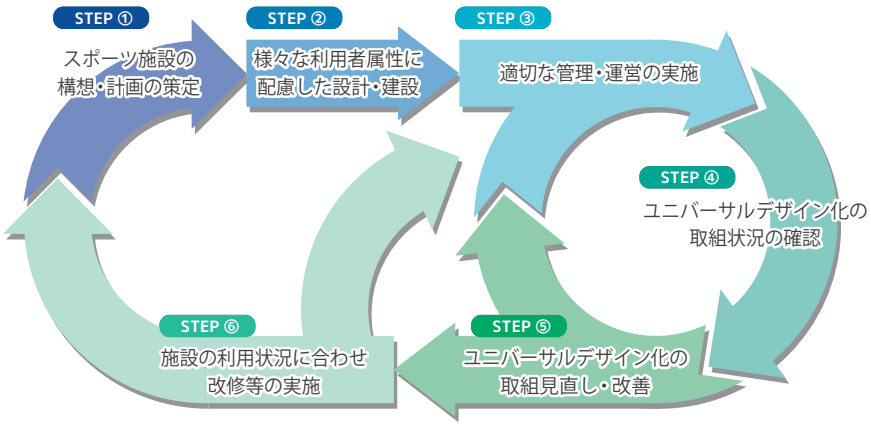

・スポーツ施設のユニバーサルデザイン化を推進していくためには、絶えず創意工夫と見直し・改善を行い、スパイラルアップを図る必要があります。
・STEP①～⑥の順に取り組み、ユニバーサルデザイン化を推進していきましょう。

※各ステップにおいて、「活用できる支援策（令和5（2023）年2月末時点）」についても本編で紹介しています。

STEP ① スポーツ施設の構想・計画の策定

地方自治体　民間事業者

・スポーツ施設の整備にあたり、想定される利用属性等の声を把握することが大事となります。様々な声を把握し、施設のコンセプトや地域での施設のあり方を検討しましょう。

外部発注する場合は、仕様書の内容確認！
- ✓ 利用者となる住民意見の把握
- ✓ 多くの意見を反映した構想・計画づくり

資料編のチェックシート
「1．構想・計画」

ガイドブック
「1 『構想・計画』で配慮すべき事項（28頁）」

STEP ② 様々な利用者属性に配慮した設計・建設

地方自治体　民間事業者

1）設計段階

✓ 構想・計画に引き続き、利用属性や当事者団体のニーズ把握
- ワークショップや当事者・団体からの意見聴取

✓ ユニバーサルデザインに配慮した設計となっているか確認
- チェックシートの項目を満たしているか確認
  ※チェックシートのすべての項目をクリアする必要はありませんが、すべてを満たすことが難しい場合は、利用者の属性比率など、完成後の利用状況を想定して優先順位をつけるようにしましょう。

2）建設段階

✓ 完成後の姿共有
- 建設に入る際は、設計事業者から、移動空間や各居室についてイメージ写真等を提供してもらい、完成のイメージを共有しましょう。

✓ チェックシートを用いた確認
- 当初想定通りに進んでいるか、設計・建設会社とともにチェックシートを用いて確認しましょう。
  ※確認の結果変更の必要がある場合は設計・建設会社と共に変更方法を検討しましょう。

✓ 実寸大での施工確認
- 一度建設してしまうと変更することが難しくなるため、可能であれば、大規模な施設等ではモックアップ等を作成し確認

資料編のチェックシート
「2．設計・建設」

ガイドブック
「2 『設計・建設』で配慮すべき事項（35頁）」

STEP ③ 適切な管理・運営の実施

地方自治体 民間事業者

・誰もが気軽にスポーツに親しむことができるよう、適切な管理・運営に努めましょう。

[地方自治体]外部委託する場合

- ✓ チェックシートに基づき、仕様書の内容検討
- ✓ 提案内容を評価する指標として活用

[民間事業者]

- ✓ 日常的な研鑽
- ✓ 資格の取得

ガイドブック
「3 『管理・運営』で配慮すべき事項（58頁）」

STEP ④ ユニバーサルデザイン化の取組状況の確認 ～施設の実態を知る～

地方自治体 民間事業者

・以下の手順に沿って施設の実態を把握し、取組の見直し、改善につなげましょう。

✓ チェックシートを用いてスポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化の現状を確認

- 「2. 設計・建設」チェックシート → 利用者が設備面で使いづらい箇所の確認
- 「3. 管理・運営」チェックシート → 施設としての取組、スタッフの対応という面で利用者にとっての使いづらさにつながっている可能性のある点の確認

✓ 施設利用者の観察や声の把握

- 定期的に施設利用者の利用状況を観察、各利用属性の行動を把握しましょう
- 利用者へのアンケート調査や意見箱の設置

✓ 知見のある専門家等による施設確認

- スポーツを「する」「みる」に知見のある専門家や、利用者属性に該当する当事者・団体等を招聘し、スポーツ施設の状況を第三者の目線で確認

資料編のチェックシート
「3. 管理・運営」

ガイドブック
「3 『管理・運営』で配慮すべき事項（58頁）」

STEP ⑤ ユニバーサルデザイン化の取組見直し・改善

地方自治体 民間事業者

✓ 施設管理者（指定管理事業者）における評価・見直し・改善

- 日々迅速な見直し・改善できるもの/大々的な見直し・改善が必要なもの

✓ 外部委員会（指定管理評価委員会等）における評価・見直し・改善

見直し・改善に伴い、引き続き、管理・運営へ
STEP③へ

STEP ⑥ 施設の利用状況に合わせ、改修等の実施

地方自治体 民間事業者

✓ STEP⑤において、どうしても改修したほうがよいという判断となった場合

- 本編の第3章「ユニバーサルデザイン化を推進するための配慮事項」の「4『改修等』で配慮すべき事項（90頁参照）」を参考とし、スポーツ施設の改修を実施しましょう。

✓ 改修箇所の優先順位をつける

- STEP⑤で確認した内容に加え、見積もり内容や利用者の声、当該施設の利用状況（利用が多い属性など）を踏まえ検討しましょう。

✓ 改修方法検討

- 大規模改修か小規模改修か、事業者と協議の上、民間事業者のノウハウや創意工夫を活用しましょう。

大規模な改修を行う際のガイドブック参照箇所
本編 第3章「ユニバーサルデザイン化を推進するための配慮事項」の「1 『計画・構想』で配慮すべき事項（28頁）」

ガイドブック
「4 『改修等』で配慮すべき事項（90頁）」

改修後、引き続き、管理・運営へ
STEP③へ

スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

本冊子は、スポーツ庁「令和4年度 誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業（スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化等推進事業）」で作成したものです。
従って、本冊子の複製、転載、引用等にはスポーツ庁の承認手続きが必要です。

令和5（2022）年3月 20 日更新